

災害対策活動マニュアル

**平成22年9月（改正）
健康福祉部生活環境班
(健康福祉局環境業務課)**

目 次

健康福祉部生活環境班標準活動マニュアル(環境防疫関係)	3
生活衛生センター班標準活動マニュアル(環境防疫関係)	7
区本部保健所班標準活動マニュアル(環境防疫関係)	9
災害時の医薬品等供給対応マニュアル	12
災害時の医薬品等供給対応マニュアル連絡先名簿	13
名古屋市薬剤師会関係一覧	14
市立病院一覧	15
(参考)医療救護及び助産救護班の薬品・衛生材料所要一覧	16
遺体の輸送	17
全国靈柩自動車協会愛知県支部会員名簿	18

災害対策活動マニュアル（環境防疫関係）
— 健康福祉部生活環境班、生活衛生センター班、区本部保健所班 —

健康福祉部生活環境班標準活動マニュアル（環境防疫関係）

<目的>

震災及び浸水等の災害発生に伴う感染症の発生及びまん延を防止する。併せて、薬剤の配布に伴う事故を防止する。

<平常時対策>

環境薬務課、保健所及び生活衛生センターは、災害発生時に速やかに環境防疫活動に入ることができるよう毎年度当初に次のように資材整備等を行う。

- (1) 保健所は薬剤の備蓄量の確認及び添付用リーフレットの確認、並びに肩掛け式噴霧器等の器材の点検を行う。
- (2) 環境薬務課は全市的な薬剤の備蓄状況及び肩掛け式噴霧器等の器材の整備状況を把握し、不足分については速やかに補充する。
- (3) 保健所は受水槽（特に地下式受水槽）保有施設及び井水使用施設等、被災により健康被害が想定される施設のリストを作成又は更新し保管する。
- (4) 生活衛生センターは薬剤の備蓄量の確認及び動力散布機の保守点検を行う。
- (5) 保健所は保健委員会に対して災害時の情報収集及び浸水被害世帯への薬剤配布について協力を要請する。

<災害発生時対策>

1 被害状況及び必要薬剤量（概数）の把握、並びに必要な対策の検討

- (1) 保健所は区災害対策本部の把握している被災状況及び保健委員等からの情報を勘案して必要薬剤量の概数を算定し、備蓄薬剤をもってしても不足することが予想される場合は速やかに環境薬務課に報告する。

環境薬務課は保健所からの報告等により、必要薬剤量（概数）を把握する。

- (2) 保健所は避難所が開設された場合は開設場所、避難人数などの情報を把握し、環境防疫対策が必要になった場合に備える。
- (3) 保健所は受水槽（特に地下式受水槽）保有施設及び井水使用施設等、被災により健康被害が想定される施設について対策を検討する。

2 薬剤の調達等

- (1) 環境薬務課は生活衛生センター及び各保健所間での備蓄薬剤の融通について調整する。

(2) 薬剤の不足が見込まれる場合は、環境業務課は薬剤を業者から購入する。

* 薬剤購入業者は別紙のとおり

3 関連物品の調達

- (1) 保健所は薬剤以外で環境防疫活動に必要な物品があれば環境業務課へ要求する。
- (2) 環境業務課は保健所からの要求をまとめ、調達計画を策定する。調達にあたっての考え方次のとおりとする。

ア 物品の種類・量等からみて、全市的・統一的に購入したほうが良いものは環境業務課が調達する。

イ 全市の・統一的な購入が困難なもの、及び各保健所が個別で購入したほうが良いものは保健所が調達し、後日予算配分する。

* 調達物品購入業者は別紙のとおり

4 被災住民への薬剤配布（交付）

- (1) 保健所は浸水被害があった場合は、浸水対策実施要領に基づき地域の保健委員を通じて薬剤を配布する。
- (2) 保健委員以外の組織からの協力の申し出があった場合、又は保健委員以外の組織を通じて配布することが効果的な場合は、保健委員会と調整して実施する。
- (3) 薬剤の配布にあたって、保健所は配布世帯ごとに使用上の注意を書いたリーフレットを添付する。
- (4) 保健所窓口においても薬剤を交付する。その際、交付先を記録する。
- (5) 保健委員等を通じて薬剤を配布することが困難な場合は、公共的な場所（コミュニティセンター、避難所等）で交付する。この場合、保健所は地域住民へ薬剤交付の実施について周知する。
- (6) 被災者が自ら薬剤を取りに行けないなどの理由で、ボランティア及び地区役員等が薬剤の交付を申し出た場合も(4)と同様とする。

5 公共的な場所への薬剤散布

- (1) 保健所は公共的な場所で保健所及び地域住民の活動では対応できない場合は生活衛生センターへ薬剤の散布を依頼する。この際、保健所は散布場所等について生活衛生センターに指示するとともに、給水が必要な場合は給水場所を確保する。
- (2) 生活衛生センターは複数の保健所から要請があり、調整が必要な場合は環境業務課と協議する。
- (3) 環境業務課は生活衛生センターから調整について協議があった場合は、関係保健所と調整し、生活衛生センターに指示する。

(4) 環境薬務課は生活衛生センターの薬剤散布だけでは防疫活動が困難と判断される場合は、災害対策本部に他の地方公共団体又は自衛隊に対する派遣要請をする。

6 マスコミを通じた防疫対策

被害が広範囲にわたり、保健所が個別に広報・指導をするよりもマスコミ等を通じて広報等を行ったほうが効果的な場合は、市政記者クラブへ資料提供する。

7 避難所・仮設住宅が開設された場合の対応

保健所は飲用水の確保状況、仮設トイレの有無などを確認し、必要な対策を検討する。
緊急・応急の措置として消毒用薬剤の交付を行う。

8 関係機関との調整

- (1) 愛知県下においても被害が発生している場合は、愛知県の関連部局と連絡を密にし、情報交換に努める。
- (2) 市内小中学校等で浸水被害があった場合などで、校内の消毒や給食施設等の指導が必要な場合は食品衛生課と協議して対策をおこなう。

生活衛生センター班標準活動マニュアル (環境防疫関係)

<目的>

震災及び浸水等の災害発生に伴う感染症の発生及び蔓延を防止する。併せて、薬剤の配布に伴う事故を防止する。

<平常時対策>

災害発生時に速やかに環境防疫活動に入ることができるように毎年度当初に薬剤の備蓄量の確認及び動力散布機の保守点検を行う。

<災害発生時対策>

1 薬剤の調達等

薬剤の不足が見込まれる場合又は備蓄薬剤の融通が必要な場合は環境業務課に調整を依頼する。

* 薬剤購入業者は別紙のとおり

2 関連物品の調達

薬剤以外で環境防疫活動に必要な物品があれば業者から調達する。

3 公共的な場所への薬剤散布

(1) 保健所は公共的な場所で保健所及び地域住民の活動では対応できない場合は生活衛生センターへ薬剤の散布を依頼する。この際、保健所は散布場所等について生活衛生センターに指示するとともに、給水が必要な場合は給水場所を確保する。

(2) 生活衛生センターは複数の保健所から要請があり、調整が必要な場合は環境業務課と協議する。

(3) 環境業務課は生活衛生センターから調整について協議があった場合は、関係保健所と調整し、生活衛生センターに指示する。

4 マスコミを通じた防疫対策

被害が広範囲にわたり、保健所が個別に広報・指導をするよりもマスコミ等を通じて広報等を行ったほうが効果的な場合は、市政記者クラブへ資料提供する。

区本部保健所班標準活動マニュアル（環境防疫関係）

＜目的＞

震災及び浸水等の災害発生に伴う感染症の発生及びまん延を防止する。併せて、薬剤の配布に伴う事故を防止する。

＜平常時対策＞

災害発生時に速やかに環境防疫活動に入ることができるように毎年度当初に次のように資材整備等を行う。

- (1) 薬剤の備蓄量の確認及び添付用リーフレットの確認、並びに肩掛け式噴霧器等の器材の点検を行う。
- (2) 受水槽（特に地下式受水槽）保有施設及び井水使用施設等、被災により健康被害が想定される施設のリストを作成又は更新し保管する。
- (3) 保健委員会に対して災害時の情報収集及び浸水被害世帯への薬剤配布について協力を要請する。

＜災害発生時対策＞

1 被害状況及び必要薬剤量（概数）の把握、並びに必要な対策の検討

- (1) 区災害対策本部の把握している被災状況及び保健委員等からの情報を勘案して必要薬剤量の概数を算定し、備蓄薬剤をもってしても不足することが予想される場合は速やかに環境業務課に報告する。
- (2) 避難所が開設された場合は開設場所、避難人数などの情報を把握し、環境防疫対策が必要になった場合に備える。
- (3) 受水槽（特に地下式受水槽）保有施設及び井水使用施設等、被災により健康被害が想定される施設について対策を検討する。

2 薬剤の調達等

薬剤の不足が見込まれる場合は環境業務課に調達を依頼する。

3 関連物品の調達

- (1) 保健所は薬剤以外で環境防疫活動に必要な物品があれば環境業務課へ要求する。

なお、物品の調達にあたっての考え方は次のとおりとする。

ア 物品の種類・量等からみて、全市的・統一的に購入したほうが良いものは環境業務課が調達する。

イ 全市の・統一的な購入が困難なもの、及び各保健所が個別で購入したほうが良い

ものは保健所が調達し、後日予算配分する。

* 調達物品購入業者は別紙のとおり

4 被災住民への薬剤配布（交付）

- (1) 浸水被害があった場合は、浸水対策実施要領に基づき地域の保健委員を通じて薬剤を配布する。
- (2) 保健委員以外の組織からの協力の申し出があった場合、又は保健委員以外の組織を通じて配布することが効果的な場合は、保健委員会と調整して実施する。
- (3) 薬剤を配布する場合は配布世帯ごとに使用上の注意を書いたリーフレットを添付する。
- (4) 保健所窓口においても薬剤を交付する。その際、交付先を記録する。
- (5) 保健委員等を通じて薬剤を配布することが困難な場合は、公共的な場所（コミュニティーセンター、避難所等）で交付する。この場合、保健所は地域住民へ薬剤交付の実施について周知する。
- (6) 被災者が自ら薬剤を取りに行けないなどの理由で、ボランティア及び地区役員等が薬剤の交付を申し出た場合も(4)と同様とする。

5 公共的な場所への薬剤散布

公共的な場所で保健所及び地域住民の活動では対応できない場合は生活衛生センターへ薬剤の散布を依頼する。この際、保健所は散布場所等について生活衛生センターに指示するとともに、給水が必要な場合は給水場所を確保する。

6 マスコミを通じた防疫対策

被害が広範囲にわたり、保健所が個別に広報・指導をするよりもマスコミ等を通じて広報等を行ったほうが効果的な場合は、環境業務課を通じて市政記者クラブへ資料提供する。

7 避難所・仮設住宅が開設された場合の対応

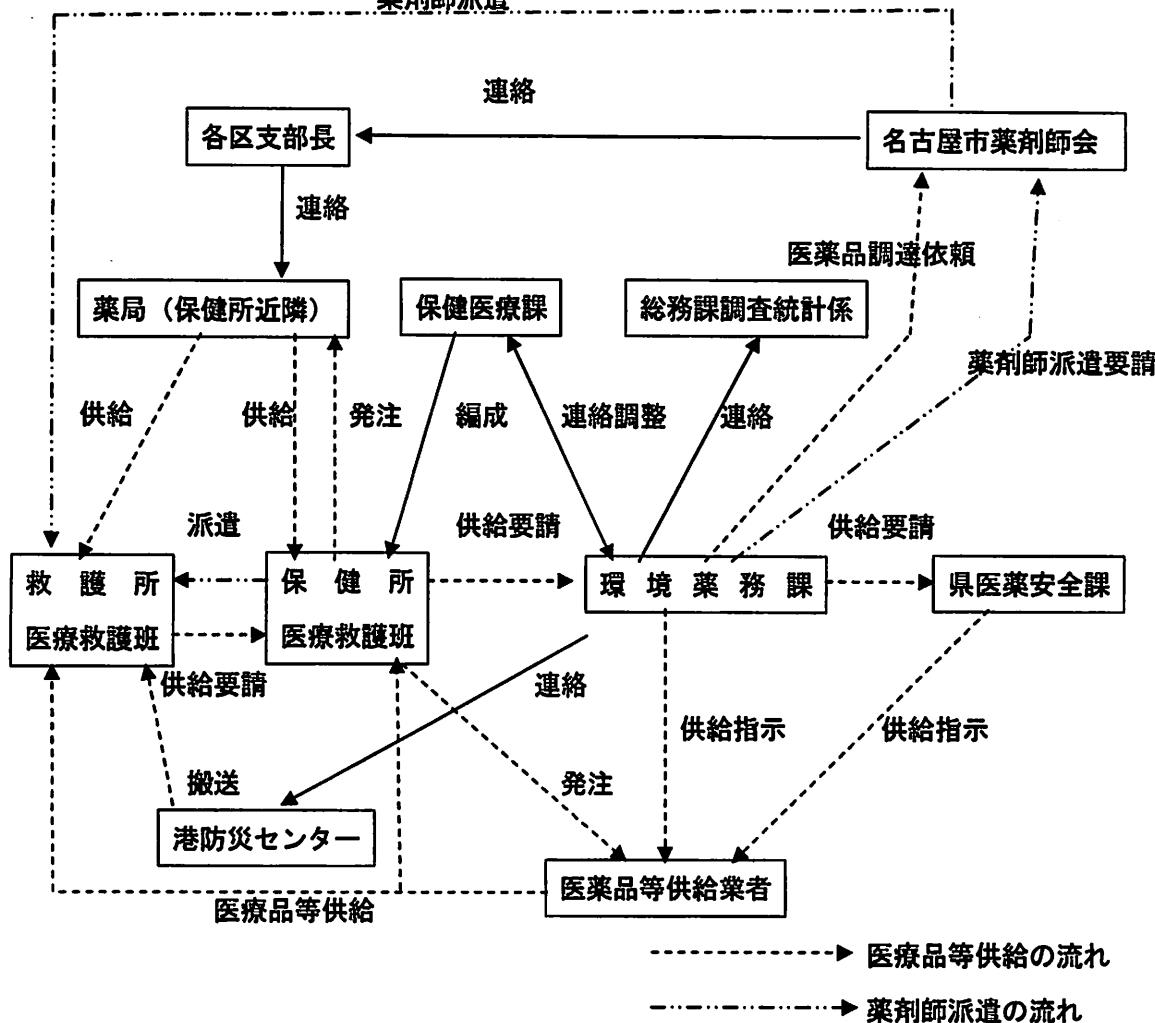
飲用水の確保状況、仮設トイレの有無などを確認し、必要な対策を検討する。緊急・応急の措置として消毒用薬剤の交付を行う。

8 関係機関との調整

小中学校等で浸水被害があった場合などで、校内の消毒や給食施設等の指導が必要な場合は食品獣疫担当と協議して対策をおこなう。

災害時の医薬品等供給対応マニュアル

薬剤師派遣



生活環境（薬務担当）班の任務

- 1 保健医療課との連絡調整（医療救護班の設置・派遣及び救護所の設置状況等）
- 2 保健所医療救護班からの医薬品等供給要請に対する対応
 - (1) 供給要請の医薬品、医療用具、衛生雑貨等の種類、量によって調達先を確保する。
 - (2) 本庁経由での調達依頼か、保健所直接発注かを被害状況を勘案して決める。

<調達先>

- (1) 名古屋市薬剤師会の会員薬局（当該区又は隣接区の支部長に調達依頼）
- (2) 医薬品等卸業者
- (3) 名古屋市薬剤師会 会営調剤センター
- (4) 市立病院薬剤科

- 3 救護所設置に伴う対応
 - (1) 名古屋市薬剤師会へ薬剤師派遣要請
 - (2) 港防災センターからの備蓄医薬品の搬送
 - (3) 災害時医薬品等安定供給確保事業により県医薬安全課へ供給要請

計画資料 45 医療救護及び助産救護班の薬品・衛生材料所要一覧

分類	品名	分類	品名
鎮静剤	デパス錠等	気管支拡張剤	メプチン錠
解熱・鎮静剤	パファリン錠等	副腎皮質ホルモン	プレドニン錠
下剤・浣腸剤	ブルゼニド錠等	降圧剤	アダラート
感冒剤	PL 顆粒等	昇圧剤	エホチール錠等
整腸剤	ラック B 微粒等	安定剤	セルシン等
外皮用殺菌消毒剤	オキシドール等	抗狭心症剤	ニトロール錠等
化膿性疾患用剤	ゲンタシン軟膏等	抗けいれん剤	エスクレ坐剤等
鎮痛、鎮痺、収斂、消炎剤	亜鉛華単軟膏等	抗ヒスタミン剤	タベジール錠等
抗生物質製剤	ミノマイシン等	制吐剤	ナウゼリン錠
止血剤	アドナ AC 等	内(小)、外、産、眼、耳鼻各科の応急手当・処置用器具	ディスポーザブル注射器、注射針、メス、直剪刀等
局所麻酔剤	キシロカイン等	各種衛生材料	絆創膏、油紙、ガーゼ、カット綿、包帯等
解毒剤	メイロン等		
強心剤	ラニラピッド錠等		
子宮収縮剤	メテナリン注等		
痔疾用剤	ボラザ G 坐剤等		
眼科用剤	タリビッド点眼液		
耳鼻科用剤	トーク等		

(注) 1 薬品・衛生材料は保健所、病院等における現有物を優先して使用するものとし、これが不足する場合は健康福祉部において調達し補給する。

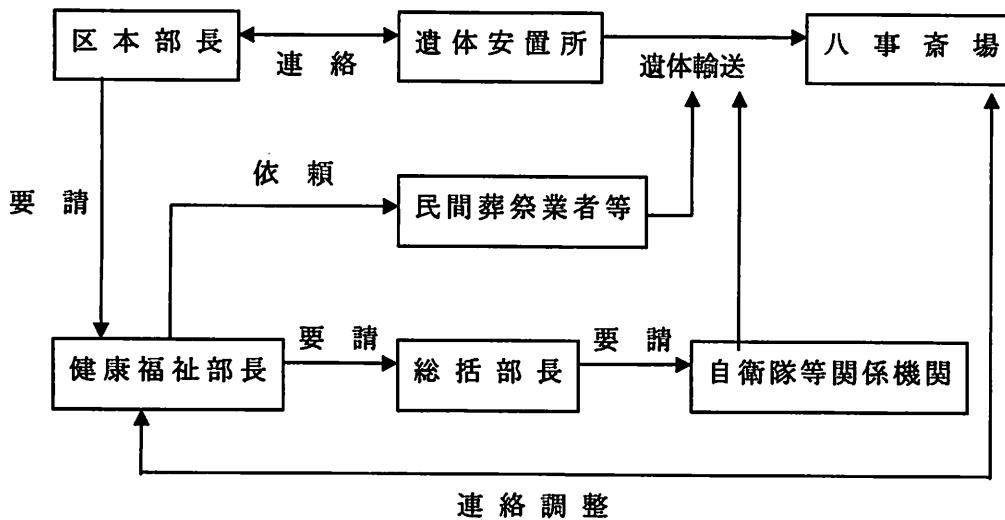
2 上記の薬品・衛生材料のほか必要とするものは随時補給する。

遺体の輸送

遺体安置所から火葬場への遺体輸送について、その遺族等が輸送を行うことが困難である場合、又は死亡したものの身元及び遺族等が不明の場合に、遺体の輸送を行う。

- (1) 区本部長は、健康福祉部長に火葬に付すべき遺体数（遺体の検案が完了し、埋火葬許可書の発行されたもの）を遺体安置所別に報告し、火葬場への輸送を要請する。この場合、遺族等の判明している遺体を先とし、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。
- (2) 健康福祉部長は、区本部長からの要請及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ遺体輸送計画を策定し、この計画に基づき、全国靈柩自動車協会中部支部連合会（事務局：名古屋特殊自動車（株）TEL351-4431）へ遺体の輸送を依頼する。
- (3) 輸送力が不足する場合は、総括部を通じ警察、自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。

《遺体輸送の流れ》



《参考》

災害時における靈柩自動車輸送の協力に関する協定書
(市対全国靈柩自動車協会中部支部連合会)